市道106号線 通行止め 期間延長

市道106号線は松並土地区画整理事業の工事に伴い、一部区間で通行止めをしています。当初、通行止めは3月31日までの予定でしたが、工事が家屋移転等により遅れていることから、7月31日まで通行止めの期間を延長します。皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をよろしくお願いします。

▼通行止箇所（下図）
市道106号線（松並木の道路）

▼請負者
三井住友建設・みらい建設工業特定建設工事共同企業体

▼問合先
・松並土地区画整理組合事務局 ☎48・8481
・市役所都市計画課 まちづくりG 内線242

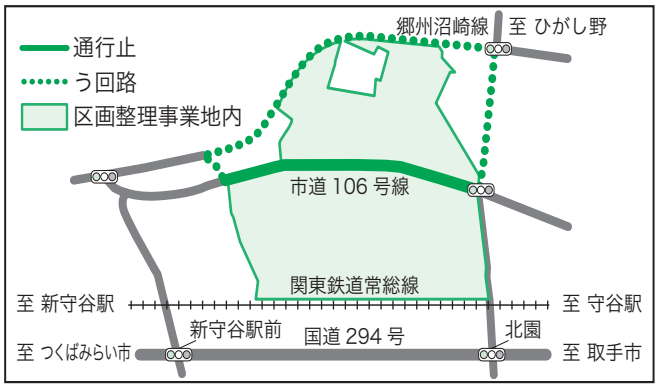

国民年金

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

平成25年度国民年金保険料額

平成25年度（4月～平成26年3月分）の国民年金保険料は、平成24年度と比較して60円高くなります。

平成25年度の国民年金保険料額
月額15,040円（年間納付額180,480円）

◎国民年金保険料を現金で納付される方へ お得な前納制度をご利用ください！

国民年金は、その年度の1年度分（4月～翌年3月分）や6か月分（4月～9月分、10月～翌年3月分）を前もってまとめて納める「前納」にすると、保険料が割引になりお得です。4月上旬に日本年金機構から送付される納付書で納付期限までに納付してください。また、希望する月分からも前納することができます。詳しくは土浦年金事務所までお問い合わせください。

平成25年度の保険料割引額
- 1年度分を前納する場合
  保険料177,280円【割引額3,200円】
- 6か月分を前納する場合
  保険料 89,510円【割引額 730円】

●問合先
- 土浦年金事務所 ☎029-824-7121
- 市役所国保年金課 年金G 内線105、106

パブリックコメント 守谷市屋外広告物条例（案）に対する意見募集！

市では、原風景である豊かな水と緑などの自然的景観と計画的な開発・整備された都市景観が調和した独自の景観形成を目指し、景観計画を定めています。さらに、景観形成の大事な要因となる屋外広告物について、景観計画に則した条例を制定することにより、適正に屋外広告物の規制誘導を図り、良好な景観形成を実現したいと考えています。そのため、守谷市屋外広告物条例（案）を作成しましたので、皆さんのご意見等を募集します。

▼公表案
守谷市屋外広告物条例（案）

▼閲覧・配布窓口
・市役所総務課・市民協働推進課・都市計画課
・中央・郷州・高野・北守谷の各公民館
・文化会館、保健センター
※市ホームページでも閲覧可

▼案の公表・意見提出期間
3月15日㈮～4月15日㈪

▼意見を提出できる方
・市内在住・在勤・在学の方
・市内に事務所・事業所がある方および法人・団体
・市に納税義務がある方および法人・団体
・「守谷市屋外広告物条例（案）」に利害関係を有する個人および法人・団体

▼意見の提出方法
住所・氏名・電話番号を記入した意見書（様式は任意）を持参、または郵送・FAX・電子メールで提出する

▼提出・問合先
〒302-0198
守谷市大柏950-1
市役所都市計画課
まちづくりG
内線242、243
FAX 45・2804
✉ toshikei@city.moriya.ibaraki.jp